

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. IT人材の育成支援

当社は創業以来、Webサービス分野における開発を中心事業として、多様なプロジェクトを通じて高度な技術力と実践的なノウハウを培ってまいりました。特に、フロントエンドからバックエンド、インフラまでを一貫して手がける開発体制を強みとし、最新の技術トレンドを取り入れた効率的なサービス構築に取り組んでいます。

これまでの開発経験を通じて蓄積された教育ナレッジは、単なる技術習得にとどまらず、実務に即した思考法や問題解決力を養う内容に昇華されています。私たちはこのナレッジを体系化し、社内では新人から中堅層までを対象とした実践型研修プログラムを継続的に実施しています。

近年では、この社内向け研修をベースにした人材育成支援を、関係企業様にも提供する取り組みを開始しました。現場での即戦力となるスキルの習得を重視し、講義とハンズオンを組み合わせたカリキュラムを用意。受講者一人ひとりの成長に寄り添いながら、企業全体の技術力向上に貢献しています。

今後も、当社が築いてきた教育ノウハウと開発力を活かし、日本のIT業界全体の人材基盤強化に寄与してまいります。

b. 専門人材マッチング

当社では、独自の教育ナレッジに基づく実践型研修を通じて育成したIT人材を、適正なマッチングを通じて企業様のニーズにお応えしています。単なるスキルマッチングにとどまらず、業務内容、組織文化、将来的な成長領域など多角的な視点から、企業様にとって“今”必要とされる最適な人材を選定し、紹介しています。

c. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

当社では一人ひとりが心身ともに健やかに働く環境づくりに力を入れています。健康経営の推進にあたり、インナー（身体・精神面の内的健康）およびアウター（生活環境・社会関係などの外的要因）両面からのヘルスサポートを実施し、持続可能な働き方を支援しています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025年5月13日

株式会社 Respawn

代表取締役 芳井 清彦

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。